

省エネ家電へ

物価高騰対応重点支援地方
創生臨時交付金活用事業

買換えてみませんか？

【玉名市省エネ家電買換え促進補助金】

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するとともに、CO2排出量の削減への取組の一環として、省エネ性能が高い家電製品への買い換えを行う世帯に補助金を交付します。今回対象となる製品は、エアコンと冷蔵庫です。



対象家電（1世帯につき いずれか1台）

省エネ基準達成率（最新年度）100%以上の

- ・ エアコン（壁掛け・床置き）
- ・ 冷蔵庫

※省エネ基準は、日本産業規格C9901に基づく省エネルギー性能評価の基準

※省エネ基準達成率は、製品のカタログや、「省エネ型製品情報サイト」などから確認できます。

対象家電 1 台分の購入金額	補助額
5万円以上10万円未満	1万円
10万円以上15万円未満	2万円
15万円以上20万円未満	3万円
20万円以上	4万円

※購入の際に販売店のポイント等を使用した場合、対象となるのはポイント等による値引き後の金額です。

※設置工事費や部品、付帯設備等の費用、運搬料、現在使用している家電製品の撤去やリサイクル処理に要する費用、消費税等は対象外です。

〈 補助条件 〉

対象家電

- ・ 市内の販売店で購入するもの。
(インターネットや通販等で購入するものは対象外)
- ・ 補助金の交付決定を受けた後に購入するもの。
- ・ 現在使用している家電は、家電リサイクル法に基づき処分すること。

対象者

- ・ 玉名市に住所がある人。
- ・ 自ら居住する住宅（店舗等兼用住宅の場合、主に事業で使用する部分を除く）で現在使用しているエアコン冷蔵庫を新品のものに買い換える人。
- ・ 市税を滞納していない人。

〈 申請方法 〉

- ・ 申請書等は、令和7年3月3日(月)から環境整備課(又は各支所)の窓口または市ホームページで取得できます。
- ・ 必要事項を記入し、下記の書類を添えて、環境整備課へご提出ください。
 - ①見積書（市内の販売店が発行した、補助対象製品の本体価格、値引額内訳が分かるもの）
 - ②製品カタログ等（補助対象製品の製品名、型式番号及び省エネルギー基準達成率（目標年度）が分かるもの）
 - ③申請者の「滞納のない証明書」（令和7年3月1日以降に発行されたもの） ※市民課（又は各支所）窓口で取得できます。申請人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）と交付手数料300円が必要です。

〈 受付期間及び申請先 〉

令和7年4月21日(月)から5月2日(金)までの平日8:30~19:00

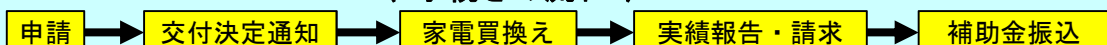
本庁舎1階ロビー特設窓口

令和7年5月7日(水)から8月29日(金)までの平日8:30~17:00

環境整備課窓口

重要 先着順で、予算がなくなり次第終了します。

〈 手続きの流れ 〉



重要 家電の購入や既存家電の処分は、必ず交付決定通知後に行ってください。事前の実施は対象外です。